

掲載日	令和6年7月26日(金)
担当	島根県 土木部 道路維持課 実原
TEL	0852-22-5187
メール	douroiji@pref.shimane.lg.jp

県道 大社日御碕線の道路崩落による全面通行止めについて（第三報）

令和6年7月9日（火）に道路崩落し、全面通行止めとなっている箇所において、地権者様のご厚意、ご協力により、私有地を活用した緊急車両等に限定して通行が可能となる措置が7月28日（日）に完了する見込みとなり、7月29日（月）9時から運用を開始しますので、お知らせします。

1. 措置の概要

- ・ ルート上に勾配が急な箇所、幅員が狭い箇所があるため、一般車の通行はできません。
- ・ 救急や燃料運搬等の出雲市が指定する緊急車両等に限り通行可能です。
- ・ 指定車両の運用に関する詳細は、別紙「出雲市の報道資料」をご覧ください。

2. 今後の対応

- ・ 勾配の緩和等により通行できる緊急車両の種類を増やす（ゴミ収集車などの重量の重い車）ため、大社側において暫定的な坂路の設置も進めています。
- ・ 一般車両が通行可能な仮設迂回道路の整備については、土質調査の結果等を踏まえて検討を進めている段階であり、調査や検討が整い次第、改めてお知らせします。



図. 緊急車両等に限定して通行が可能なルート

報道資料
令和6年(2024)7月26日
防災安全部 防災安全課

報道各社 様

出雲市長 飯塚 俊之
(防災安全部防災安全課)

日御碕緊急仮設通路の運用について

現在崩落により全面通行止めとなっている県道大社日御碕線において、緊急用仮設通路により歩行者が通行可能となっておりますが、令和6年7月29日(月)から、下記のとおり緊急車両等の指定車両に限り通行を可能とします。一般車の通行はできませんので、ご理解をよろしくお願いいたします。

記

1. 通行可能車両

出雲市が指定する以下の車両

- ①消防関係車両（救急車、消防ポンプ自動車等）、警察車両
- ②LPガス、灯油関係車両（各関係機関と調整のうえ指定）
- ③公用車（各種行政サービス業務車両）

* 上記以外は、今後調整のうえ決定する。

2. 通行規定

- ・通行可能時間は9時から16時まで ※緊急車両は除く
- ・現地警備員に市が発行する「指定証」を提示のうえ、指示に従うこと。
- ・この通路は、歩行者用通路に鉄板敷等を施した簡易なものであり、一般道とは異なるため、徐行のうえ細心の注意を払って慎重に通行すること。

3. 問い合わせ先

出雲市役所 防災安全課（木村、角）

電話：0853-21-6268

以上